

## 新潟市埋蔵文化財事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）および文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）の規定による埋蔵文化財に係る事務に関し別に定めのあるもののほか、埋蔵文化財に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の把握と周知)

第2条 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知については、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準（平成13年4月1日付け新潟県教育委員会教育長通知）の例によるものとする。

2 試掘確認調査の詳細については、新潟市試掘確認調査基準（平成19年4月1日付け新潟市教育委員会制定）に定めるところによるものとする。

(届出等の様式)

第3条 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によるものとし、法第96条第1項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。

(土木工事等のための発掘に関する届出)

第4条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第93条第1項で準用する法第92条第1項の規定による届出を受けたときは、法第93条第2項の規定による指示を次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 当該土木工事等の実施前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査（以下、「本発掘調査」という。）が必要な場合 当該発掘調査を実施するよう指示すること。

(2) 工事立会が必要な場合 教育委員会の職員が工事に立会い、必要な記録をとるなどの措置を講ずるよう指示すること。

(3) 本発掘調査又は工事立会が必要でない場合 慎重に工事を実施するよう指示すること。

2 前項の規定による指示は、発掘調査の要否等の判断基準（平成19年4月1日付け新潟県教育委員会教育長通知）に定めるところによるものとする。

3 前項の判断基準に定めのないものは、別に基準を定める。

4 遺跡の内容が十分に把握されていないため、第1項の規定による指示をすることができない場合には、教育委員会が確認調査を実施するものとする。

(遺跡の発見に関する届出)

第5条 前条の規定は、法第96条第8項の規定により指示をする場合について準用する。

(鑑査及び文化財認定)

第6条 教育委員会は、法第102条第1項の規定による鑑査において当該物件が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、これを文化財に認定するものとする。

(1) 出土品の取扱い基準(平成10年12月24日付け新潟県教育委員会教育長通知)において、取扱いが「保管」又は「原則として保管」に該当する場合

(2) その重要性から、将来にわたり保存及び活用を図る必要がある場合

(文化財認定の通知)

第7条 教育委員会は、法第102条第1項の規定による鑑査で文化財と認定したときは、当該文化財の発見者にその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

（表）

第 年 月 日  
第 号

（宛先）新潟市教育委員会教育長

住 所

氏名等

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などのための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同法第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

1 所在地	新潟市		
2 工事面積	m <sup>2</sup>		
3 土地所有者	住所：		
	氏名等：		
4 遺跡の種類	散布地 遺物包含地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 塚 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称	遺跡 (No. )	員数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 その他 ( )		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( )		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道などを含む) 土砂採集 その他開発 ( )		
工事の概要			
6 工事主体者	住所：		
	氏名等：		
7 施工責任者	住所：		
	氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他( )
------	-----------------------

注1 太線内は届出者が記入してください。

2 指示事項欄は、記入しないでください。

3 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当する項目を○で囲み、該当する項目のない場合は、( )内に記入してください。

別記第2号様式（第3条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

（宛先）新潟市教育委員会教育長

住 所

氏名等

遺跡発見の届出について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第96条第1項、同法第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

添付書類 遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

1	遺跡の種類	散布地 遺物包含地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 塚 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )
	遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 その他 ( )
2	所在地	
3	土地所有者	住 所： 氏名等：
4	土地占有者	住 所： 氏名等：
5	発見年月日	年 月 日
6	発見の事情	
7	現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )
8	現状の変更	時 期： 年 月 日 ～ 年 月 日 理 由：
9	出土品	
10	保護措置	
11	参考事項	開発等面積 m <sup>2</sup>

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( )
---------	------------------------

注1 太線内は届出者が記入してください。

2 指示事項は、記入しないでください。

3 1欄及び7欄は該当する項目を○で囲み、当該項目のない場合は ( )  
内に記入してください。